



思想・良心の自由は 人間の尊厳と民主主義存立の 不可欠の大前提

なぜ？ 理解できません！ 再審法の改正求める陳情は否決し、反共団体系の政治的陳情を可決した9月会議

会津若松市議会の9月会議は10月1日の最終本会議で案件の採決が行われ散会しました。このなかでは9月会議に提出された3つの陳情の内取り下げられた一つを除いた二つの陳情の採決も行われ、陳情第3号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めることについて」は不採択、陳情第4号「庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて」は採択されました。この結果について少なくない本紙読者・市民のみなさんから疑問の声が上がっています。

国家による最大の人権侵害とも言われる冤罪（えんざい）をなくすための陳情は否決され…

「しんぶん赤旗」等を市庁舎内で増やすことの原則禁止を求める陳情は可決した9月会議

議会の態度に市民から疑問の声も…

10月1日に開催された市議会9月定例会議の最終本会議では、9月補正予算をはじめとした当局提案の案件の他、2件の陳情についても採決が行われ、陳情第3号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めることについて」は可否同数・議長裁決で不採択、陳情第4号「庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて」は賛成多数で採択されました。

この結果に対して、市民の方から「袴田事件の死刑囚だった方の無罪が確定し冤罪が国家の最大の人権侵害だと大きく報道されている時に、会津若松市議会は冤罪を生まないための陳情を否決しただけでも考えられないのに、その一方で庁舎内で新聞（政党機関紙）勧誘するなという訳のわからない陳情は採択する…いったい議会は何を考えてんだかわからない」（大要）という意見をいただきました。

今回の「市議会報告」では、政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める福島県民の会会津支部の清水伸己氏から提出された陳情「庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて」の中身と経緯、私たちの考える問題点等について報告いたします。



「政治的中立性への配慮」と言いながら実態は「赤旗」攻撃

この陳情の内容は、①政治的中立性への配慮から市庁舎内での政党機関紙の勧誘は原則禁止、②議員が庁舎内で政党機関紙の勧誘を行う場合は市の許可が必要、③市は許可申請があった場合は市職員へアンケートを行うべき…という3点を求めたもので、その陳情の資料には、勝共連合（旧統一協会系の反共政治団体）の機関紙である「思想新聞」に書かれた主張や記事、また一部マスコミの日本共産党や「しんぶん赤旗」の地方自治体でのパワハラ勧誘等の記事が添付されていました。

陳情書では政治的中立性を言いながら、その実態は明らかな日本共産党と「しんぶん赤旗」に対する攻撃であり、反共の政治的意図を強く打ち出している陳情と言わなければならないと考えます。

「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛について」の陳情は不採択（令和5年6月会議）

9月会議で「庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて」が出される以前に、令和5年の2月会議に「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛について」が出され、2月会議ではいったん継続審査とされたあと、所管する総務委員会が当局（総務部）から実態の聞き取り調査と委員間討議を行って確認し、同年6月会議で賛成少数（賛成11、反対14）で否決され、陳情が不採択となった経過がありました。

否決された主な理由は、同年6月会議での反対討論（松崎議員）によると、総務部の説明を聞けば陳情書の要旨と陳情事項で訴えている内容と本市庁舎での実態が違い、陳情者の臆測や他の自治体の実情を当てはめたとされ、それに伴う指導、調査等についての措置は必要ない…というものでした。

今度は「庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて」として9月会議に陳情

総務委員会では否決されましたが、本会議では賛成多数で採択
9月会議では「庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて」として陳情内容を「勧誘」に絞って再陳情されました。

この陳情は審査を付託された総務委員会では賛成が市民クラブの1名のみで、最終本会議での総務委員会審査結果では「賛成少数で不採択とすべきもの」と報告されましたが、この陳情への反対討論（※概要は別記）はあったものの賛成討論はないまま採決に付され、賛成14、反対10（欠席2）と、賛成多数で採択されてしまいました。

（議員の賛否は前号に掲載。「広報議会」にも掲載されています）

【※別記】反対討論（松崎議員）の概要（中心点）は下記のとおり
陳情事項に記載している市庁舎内で行われている行為が事実に基づくものであるかが主な判断材料ですが、その基準としては令和5年5月11日に開催した総務委員会会議録があります。それによると令和5年2月定例会議の陳情「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛について」に関する執行機関の見解がありますが、本陳情をこの見解に照らし合わせると、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為は、庁舎内での営業禁止の原則に当てはまりませんし、市庁舎管理規則に照らしても何ら問題ないことも整理されています。本陳情の趣旨と陳情事項の記述の多くは陳情者の臆測と思われる内容と受け止めざるを得ません。以上のことから反対いたします。

明確にすべき2つの大きな問題点

○日本国憲法の基本的人権、思想と良心の自由との関係

憲法の三大原則の一つ基本的人権の尊重は、憲法11条で「侵すことができない永久の権利」として、各条で思想・信条の自由、良心の自由、信仰の自由なども明確にされています。地方自治体の職員もその業務上での政治的中立性は当然必要ですが、誰が、どこで、どんな新聞を購読するのは、その職員の自由が尊重されるべきです。



○旧統一協会系の反共政治団体である国際勝共連合との関係

令和5年6月会議で不採択となった陳情「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛について」の陳情者は福島県を明るくする会会津支部支部長の清水伸己氏でしたが、この9月の陳情者は政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める福島県民の会会津支部の清水伸己氏、団体名は違いますが同じ方です。陳情者の清水氏に確認したら「名前を変えたのは目的を明確にするため…」とのことでした。

また、先の陳情団体名「福島県を明るくする会」の県本部住所と、国際勝共連合福島県本部の住所（政治団体収支報告書で確認）がまったく一緒だったことを考えると、この陳情には旧統一協会系の反共政治団体である国際勝共連合が関係している可能性もあると考えなければなりません。